

○八溝県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例の一部改正

栃木県告示第265号

八溝県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成12年栃木県告示第280号）の一部を次のように改正し、令和5年7月1日から適用する。

令和5年6月30日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
栃木県立自然公園条例施行規則（昭和33年栃木県規則第56号） <u>第15条の2第30項</u> の規定に基づき、八溝県立自然公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例を次のように定める。 1・2 略	栃木県立自然公園条例施行規則（昭和33年栃木県規則第56号） <u>第15条の2第29項</u> の規定に基づき、八溝県立自然公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例を次のように定める。 1・2 略

（自然環境課）